



月刊税理士事務所チャンネル CHANNEL

2021
12
No.484

シリーズ企画

人材確保等促進税制・中小企業向け 所得拡大促進税制の改正のポイント.....2

情報ネットワーク委員会「業務改善小委員会」が推薦

今すぐ役立つ! 私の事務所の「こんな使い方」教えます!.....10

事務所訪問

旭日税理士法人6

エヌエヌ生命からのご案内9

東北会企画

南東北が誇る「三大〇〇」

—「松島」「米沢牛」「三春滝桜」.....12

ミロクシステムQ&A

『年末調整』.....15

ミロク会計人会からのお知らせ.....18

会計人のリレーエッセイ

東北ミロク会計人会 齋藤 俊勝19

さいぎょう
今月の表紙:色づく西行戻しの松公園から松島を望む
場所:宮城県松島町 写真提供:(一社)松島観光協会

日本の未来一
企業を支える



ミロク会計人会

<https://www.mirokukai.ne.jp/>

人材確保等促進税制・中小企業向け 所得拡大促進税制の改正のポイント

新型コロナウイルスの影響を踏まえ、賃上げや雇用の維持・増加を促す観点から、令和3年度の税制改正で賃上げ・生産性向上のための税制・中小企業向け所得拡大促進税制が見直されました。その具体的な内容やポイントについて解説いただきます。

1 制度の概要

青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く）において国内新規雇用者（※）に対して給与等を支給する場合において、一定の要件を満たすときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%（上乗せ要件を満たす場合には、20%）相当額の法人税額の特別控除がで

きることとされました。

ただし、税額控除上限額はその事業年度の調整前法人税額の20%相当額とされています。

また、その事業年度において「地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除」の規定の適用を受ける場合には、その重複額を控除した残額とされています。

（※）法人の国内雇用者のうち国内に所在する事業所につき作成された労働者名簿に、その国内雇用者の氏名が記載された日から1年を経過していないもの（その法人の国内雇用者となる直前にその法人又はその法人との間に支配関係がある法人の役員又は使用人であった一定の者等を除く）をいいます。

I 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（人材確保等促進税制）



西野 道之助 氏

税理士西野会計事務所・所長、
日本税務会計学会常任委員、
東京税理士会会員相談室電話相談委員

税理士西野会計事務所・所長、日本税務会計学会常任委員、東京税理士会会員相談室電話相談委員。MJS税経システム研究所の客員研究員も務める。
主な著書等に『令和3年度 よくわかる税制改正と実務の徹底対策』（共著、日本法令）、『個人・法人対応 新型コロナ・災害対応の税目別申告ガイド』（共著、ぎょうせい）他多数。

教育訓練費の額

— 比較教育訓練費の額（※）

比較教育訓練費の額（※）

≥ 20%

（2）上乗せ要件

新規雇用者給与等支給額（※1）

— 新規雇用者比較給与等支給額（※2）

新規雇用者比較給与等支給額（※2）

≥ 2%

（1）通常要件

2 適用要件

（※）法人の各事業年度開始の前日1年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される教育訓練費の額をいいます。

（※1）法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者（雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者に該当するものに限る）に対する給与等の支給額をいいます。その際、雇用安定助成金（※3）を除く、その給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除します。

（※2）法人の前事業年度の新規雇用者給与等支給額をいいます。

（※3）国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいいます。

3 税額控除限度額

$$\text{控除対象新規雇用者給与等支給額}(\ast 1) \times 15\%$$

(上乗せ要件を満たす場合には20%)

税額控除限度額
(調整前法人税額の
20%を上限)

(※1) 法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額(その給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額(雇用安定助成金額を含む)がある場合には、その金額を控除した金額)のうち調整雇用者給与等支給増加額(※2)に達するまでの金額をいいます。
(※2) 雇用者給与等支給額(その計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、その雇用安定助成金額を控除した金額)から比較雇用者給与等支給額(その計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、その雇用安定助成金額を控除した金額)を控除した金額をいいます。

4 改正の経緯と変更点

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現するためには、雇用や生活を支えながら成長分野への円滑な労働移動とそのための人材投資が必要であること、また、新卒者を巡る就職環境が厳しい中、第二の就職氷河期を作らない観点から、これまでの継続雇用者に対する給与等の支給額の増加率から、新規雇用者に対する給与等の支給額の増加率へ変更する等の見直しを行うとともに、国内設備投資額に

5 改正のポイント

(1) 国内新規雇用者

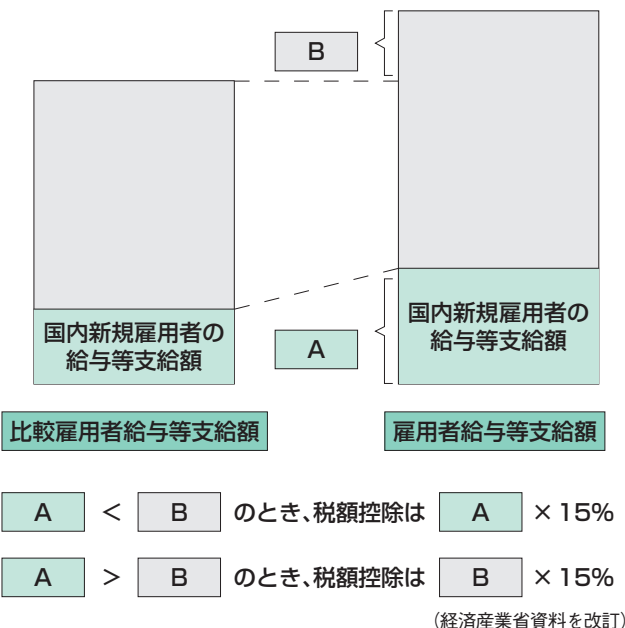
法人の国内雇用者のうち、その法人の有する国内の事業所に勤務することになった日(労働基準法第107条に規定する「労働者名簿」に氏名が記載された日)から1年を経過していない

ついで要件を撤廃し、これまでの賃上げ・生産性向上のための税制から、人材確保等促進税制へ改組されました。令和3年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。

図1 賃上げ・生産性向上のための税制から人材確保等促進税制への変更点

項目	賃上げ・生産性向上のための税制	人材確保等促進税制
適用要件	$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$ ※雇用安定助成金額は控除する 国内設備投資額$\geq$当期償却費総額の95%	$\frac{\text{新規雇用者給与等支給額} - \text{新規雇用者比較給与等支給額}}{\text{新規雇用者比較給与等支給額}} \geq 2\%$ ※雇用安定助成金額は控除しない 廃止
上乗せ要件	$\frac{\text{教育訓練費} - \text{比較教育訓練費(過去2年度平均)}}{\text{比較教育訓練費}} \geq 20\%$	$\frac{\text{教育訓練費} - \text{比較教育訓練費(前年度)}}{\text{比較教育訓練費}} \geq 20\%$
税額控除	雇用者給与等支給額$-$比較雇用者給与等支給額$\times$控除率15% (上乗せ要件を満たす場合は20%) ※雇用安定助成金額は控除する ※税額控除上限額は調整前法人税額の20%	控除対象新規雇用者給与等支給額$\times$控除率15% (上乗せ要件を満たす場合は20%) ※調整雇用者給与等支給増加額を限度とする ※雇用安定助成金額は控除する ※税額控除限度は調整前法人税額の20%

図2 控除対象新規雇用者給与等支給額の上限の考え方



者をいいます。ただし、支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除きます。なお、連結法人においては、連結親法人又は連結子法人の有する国内事業所に勤務することになった日から1年を経過していない者をいい、連結法人内で異動した者については、異動前の事業所に勤務することになった日を起算点として1年を経過するまでは、引き続き国内新規雇用者として扱われます。また、過去その法人に雇用されてお

り、その後一度退職したものの、一定期間後に再び同法人に雇用された者も、国内新規雇用者に該当します。

(2) 新規雇用者給与等支給額と控除対象新規雇用者給与等支給額の相違

適用要件の判定に係る「新規雇用者給与等支給額」と税額控除限度額の計算に係る「控除対象新規雇用者給与等支給額」では、後者の「控除対象新規雇用者給与等支給額」については、

① 国内新規雇用者は雇用保険の一般被保険者に限られない

② 雇用安定助成金額を控除する

図3 事業年度の開始時期と国内新規雇用者の採用時期を踏まえた
新規雇用者給与等支給額の算定の考え方

	前年度(令和2年度)												適用年度(令和3年度)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新卒採用者A R2.4採用																								
新卒採用者B R3.4採用																								
中途採用者C R2.12採用																								
中途採用者D R3.7採用																								
中途採用者E R1.10採用																								

塗りつぶし部分の合計が
新規雇用者給与等支給額

塗りつぶし・部分の合計が
新規雇用者給与等支給額

以下のものが該当します。

① 雇用調整助成金、産業雇用
安定助成金又は緊急雇用安定助
成金の額

② ①に上乗せして支給される
助成金の額、その他①に準じて
地方公共団体から支給される助
成金の額

(4) 控除対象新規雇用者給与
等支給額の上限の考え方

控除対象新規雇用者給与等支
給額は、雇用者給与等支給額か
ら比較雇用者給与等支給額を控
除した金額(調整雇用者給与等
支給増加額)が上限となります。

この場合において、その計算
の基礎となる給与等に充てると
めの雇用安定助成金額がある場
合には、その金額は控除します。

(5) 年度途中で採用された国内新規雇
用者の考え方

国内新規雇用者については、事業年
度の開始とともに雇用される者だけ
なく、事業年度の途中から雇用される
者も想定されるため、事業年度の開始
時期と国内新規雇用者の採用時期を踏
まえた新規雇用者給与等支給額の算定
の考え方は、図3のようになります。

(6) 適用年度の月数と前事業年度の月
数が異なる場合の調整計算

決算期の変更や前
事業年度が設立初年
度である場合など、
適用年度と前事業年
度で月数が異なる場
合は、適用年度の雇
用者給与等支給額・
新規雇用者給与等支
給額ではなく、比較
雇用者給与等支給
額・新規雇用者比較
給与等支給額を調整
します。

例えば、前年度の
月数が12月、適用年度の月数が6月の
場合は、前年度における新規雇用者給
与等支給額×(6/12)で計算し、逆
に前年度の月数が6月、適用年度の月
数が12月の場合、前年度における新規
雇用者への給与等支給額×(12/6)
となります。

新規雇用者比較
給与等支給額

=

前年度における
新規雇用者給与
等支給額

× $\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{前年度の月数}}$

なお、比較雇用者給与等支給額につ
いても同様の方法で計算を行います。

(7) 合併、分割が行われた場合

要件を満たせば適用可能です。
適用年度の新規雇用者給与等支給額

と比較するため、新規雇用者比較給与
等支給額は、新規雇用者給与等支給額
に合わせる形で調整します。

合併の場合の新規雇用者比較給与等
支給額の計算は、適用年度の合併によ
って増加した被合併法人に係る給与等
支給額に相当する分を加算調整します。

また、分割の場合は、適用年度の分
割によって減少した切り離された事業
の国内雇用者に係る給与等支給額に相
当する部分(分割に伴い移転した従業
員の数に基づいて計算)を減算調整し
ます(分割承継法人の場合は加算調整)。
なお、適用年度における合併、分割
に係る新設法人は適用がありません。

Ⅱ 中小企業者等の給与等の支給額が
増加した場合の法人税額の特別控
除(中小企業向け所得拡大促進税
制)

1 制度の概要

青色申告書を提出する中小企業者等
が、平成30年4月1日から令和5年3
月31日までの間に開始する各事業年度
(人材確保等促進税制の適用を受ける事
業年度、設立事業年度、合併以外の事
由による解散の日を含む事業年度及び
清算中の各事業年度を除く)において
国内雇用者に対して給与等を支給する

(3) 雇用安定助成金額の具体例

雇用安定助成金額とは、国又は地方
公共団体から受ける雇用保険法第62条
第1項第1号に掲げる雇用安定事業と
して支給が行われる助成金その他これ
に類するものの額をいい、具体的には、

とされている点が相違します。

場合において、一定の要件を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%（上乗せ要件を満たす場合には、25%）相当額の法人税額の特別控除ができることとされました。

ただし、税額控除限度はその事業年度の調整前法人税額の20%相当額とされています。

また、その事業年度において「地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除」の規定の適用を受ける場合には、その重複額を控除した残額とされています。

2 適用要件

(1) 通常要件

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$$

(2) 上乗せ要件

次の①及び②のいずれの要件も満たす必要があります。

① 支給額

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\%$$

② 次のイ又はロの要件のいずれかを満たすこと

イ 教育訓練費

$$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$$

ロ 経営力向上計画

その中小企業者等が、その事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもの

で、その経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき一定の証明がされたものであること

3 税額控除限度額

$$\text{税額控除限度額 (調整前法人税額の20\%を上限)} = \frac{\text{控除対象雇用者給与等支給増加額}(\ast 1)}{15\%} \quad (\text{上乗せ要件を満たす場合には25\%})$$

(※1) 中小企業者等の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額(その金額が調整雇用者給与等支給増加額を超える場合には、その調整雇用者給与等支給増加額となる)をいいます。

4 改正の経緯と変更点

改正前の要件では、継続雇用者の賃金引上げに主眼を置いていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で雇用情勢が厳しい中、従業員に対する給与の引上げを行うのみならず、雇用者報酬全体の維持・拡大に積極的に取り組む法人を支援すべきと考えられることから、雇用者に対する給与等の支給額の増加額に着目した要件に見直すこと

とされました。

令和3年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。

5 改正のポイント

(1) 人材確保等促進税制と中小企業向け所得拡大促進税制の併用の可否併用適用はできず、どちらか一方の選択適用となります。

(2) 経営資源集約化税制における経営力向上計画の認定・M&Aの実施と上乗せ措置

令和3年度税制改正により創設された「中小企業事業再編投資損失準備金制度（経営資源集約化税制）」により、認定を受けた経営力向上計画に従ってM&Aを実施した場合においても、経営力向上計画における上乗せ要件を満たすこととなります。

本誌アンケートに答えた方に毎月抽選で

2,000円分を
プレゼント!



QRコードからアクセスし、
ぜひお答えください!



旭日税理士法人の若手メンバーの皆さん

「税理士の業務を上回る」サービスで 顧問先の経営支援ニーズに応える

一社一社に対する丁寧な経営支援が地場企業経営者から好評を得て、これまで100%口コミで顧問先を増やしてきた旭日税理士法人。近年は企業同士のマッチング支援に力を入れている他、業務の広域展開や次代を担う人材の採用、こだわりのオフィスの新設など、持続可能な事務所経営を見据えた取り組みを次々と実践されています。

一歩先を見据えた 経営支援を徹底

——まずは貴法人における顧問先支援のコンセプトをお聞かせいただけますか。

桑畑 弘道代表社員（以下、敬称略）

事務所設立時から一貫して重視してきたのは、何より「従来の税理士の業務を大きく上回る」サービスを展開することです。特に顧問先の持続的発展のための経営支援に力を入れてきました。例えば先日、コロナ禍前まで順調に店舗を増やしていた美容室経営者と決算の打ち合わせをしていたのですが、事前に電話で話した時には「このコロナ

禍でこれまでの事業拡張が裏目に出て赤字がかさみ、先行きが見えない」と暗い声で不安を漏らしていました。そこで、私は少しでもその不安を解消しようとして、同社が今後どのような方向性で事業を継続していくべきかを具体的プランとしてまとめておきました。そして打ち合わせ当日にそれをプレゼンしたところ、幸い、彼はそのプランを実践して現状を乗り切っていくことを決意し、「希望が見えてきた」と笑顔を見せてくれたのです。通常、決算の打ち合わせでは過去の経営数字をもとにした現状報告がメインですが、それでは顧問先が窮状を脱する助けにはなりません。常に相手の状況をみて、一

事務所 訪問

旭日税理士法人

所在地 宮城県仙台市宮城野区宮城野1-18-10
TEL 022-295-0092
設立 2003年
職員数 51名(グループ全体)
<http://www.asahi-tax.or.jp>



仙台市

歩先を見据えたアドバイスやサポートを行うよう心掛けています。

——経営革新等支援機関としての顧問先支援も積極的に行っているそうですね。認定制度がスタートする2012年以前から準備を進め、東北でいち早く経営革新等支援機関として認定を受けられたと聞いています。

桑畑 認定を受けて以来、この約10年の間にさまざまな事業再生や業務改善の案件に携わってきましたが、その中で強く実感したのは、経営革新等支援機関としての活動こそ税理士の本分だということ。中小企業の経営者との距離が近いこと、そして経営数字を把握する立場にあることが税理士最大の強みですから、その強みを生かしてどのような支援を行っていくかが大事

です。

当法人ではそうした考えの下、これまで培ってきた広範なネットワークを活かすとともに、日本税理士会連合会の「担い手探しナビ」(※)なども活用しながら、顧問先同士のマッチング支援に注力しています。特にこのコロナ禍にあつて従来型のビジネスが立ち行かなくなり、思い切った事業転換や事業再構築が求められる中、異業種同士の連携で新しい価値を生み出す動きを少しでも後押しできればと思っています。

多拠点化でリスクを分散し 新サービスにも挑戦

——ここ数年、進めてこられたという広域展開に向けた動きについてもお聞

かせください。

桑畑 当法人の拠点は、以前は仙台市内の2拠点と東京事務所のみだったのですが、11年3月の東日本大震災を機に、災害などで業務がストップした時に数多くの顧問先に迷惑をかけてしまった。リスクの大きさを痛感し、複数拠点でリスク分散を図るとともに、顧問先ネットワークの拡大を目指してきました。そしてコロナ禍で広域展開への思いがさらに強まり、ついに念願が叶つてこの秋、石川県金沢市と愛知県北名古屋市、福島県いわき市に、それぞれの地域の事務所にグループに加わってもらう形で新たな拠点を設けることができました。

——複数拠点間の連携状況はいかがでしょう。

桑畑 昨年から一気にリモートツールが普及したこともあって、各事務所の職員同士のコミュニケーションやデータのやり取りなどは非常にスムーズです。

——広域展開にあわせて、関連会社も立ち上げたそうですね。

桑畑 旭日税理士法人を中心としたグループ全体の付加価値を高めるため、新たに(株)あさひプラスを立ち上げました。同社では主に顧問先情報の管理や記帳代行などを担うことで、本体

の旭日税理士法人の税務・経営支援業務を支えています。また、税務サービスの工程管理や効率化にも取り組んでおり、そのノウハウを顧問先の地場製造業者などに提供するサービスにも着手、製造工程の見える化や効率化、均質化などの品質管理コンサルティングが好評を得ています。

ぬくもりある新社屋で 理想の中小企業支援を实践

——広域展開や業務拡大といった新しい動きに加えて、今年8月にはオフィスも新設されましたね。重厚でありながら温かみのある木造建築で、一見するとオフィスというより邸宅といった雰囲気の外観で驚きました。

桑畑 仙台市内の2拠点を1カ所にとめて新社屋を建てるにあたっては、従来の税理士事務所の堅苦しいイメージをくつがえしたい、お客様も職員も心地よくリラックスして過ごせるような空間にしたいと考えていました。そこで、名取市の住宅展示場で出会った(株)四季工房に依頼し、国産の無垢材と漆喰など自然素材で統一されたぬくもりあるオフィスをつくってもらったのです。おかげで職員たちは皆くつろいだ気分で仕事できています。と同時に、彼らがより効率的に動けるよう



木のぬくもりと潇洒なデザインが印象的なオフィスです

※ 担い手探しナビ……中小企業の事業承継における後継者不在が全国的に大きな課題となる中、日本税理士会連合会が2018年10月に立ち上げた、税理士主導による中小企業M&Aのためのプラットフォーム。全国の税理士が顧問先企業の承諾を得た上で、ウェブサイト上で事業承継にまつわる案件登録や検索、問い合わせ対応を行うことができる。

税理士までの歩み

九州・熊本出身。大学進学時に東京へ出たという桑畑先生。「何かしら手に職をつけて、地域経済に貢献したい」と漠然と考えていたところ、税理士をしていた先輩に「それなら、中小企業の経営を下支えする税理士を目指してはどうか」と言われ、資格取得を目指すことに。大学4年次には、国税3法を含む5科目一括受験し、3科目合格。大学卒業後、体調を崩して入退院を繰り返しながらも勉学に励み、1994年に税理士資格を取得、翌年3月に税理士登録を果たされました。そして東京都新宿区の公認会計士林徳一事務所（現・大光税理士法人）で約9年間働いた後、2000年に奥様のご実家である川口誠一税理士事務所のある宮城県仙台市へ。「ゼロから勝負したい」という思いでまずは個人事務所を立ち上げて地域に基盤をつくり、その上で03年、川口誠一税理士事務所とタッグを組んで旭日税理士法人を設立されたそうです。



税理士が果たすべき役割の拡大に取り組む桑畑 弘道先生

ICTシステムの導入も徹底しており、壁一面のモニターで各拠点とも日常的にミーティングができるようにしています。

——最後に、今後の展望をお聞かせください。

桑畑 中小企業の経営環境にまつわる課題が複雑化している現代にあつて、税理士はさまざまな専門分野に精通した方たちとタッグを組むことで対応力

を高めていかなければなりません。そうした意識で人材採用やネットワーク拡大を着実に進めてきたかにもあつて、私たち旭日税理士法人グループには税理士のみならず弁護士事務所、社会保険労務士事務所も併設し、密な連携体制を構築することができています。今後はこうした体制の下、ワンストップで多彩な税務・財務・経営支援ニーズに応えるのももちろん、さらに歩を進

めて、顧問先の課題や事案について複数の専門家たちがそれぞれの目線で議論し合えるような場、いわば中小企業経営支援のためのコンサルティングファームをつくっていきたいと考えています。

——本日はありがとうございました。ますますのご発展をお祈りいたします。

新卒採用にも注力!!

旭日税理士法人の元気な新人たち

旭日税理士法人では次代を見据え、昨年から職員の新卒採用にも注力しており、元気な新人が加わることで既存の職員の意識変革などにもつながっていると言えます。そこで、今年入社した3人の新人の声を紹介したいと思います。



三浦 伸悟さん

私はもともと理科の教員を目指していたのですが、高校生の時に縁あって桑畑所長と話す機会があり、その時に税理士として地場産業を盛り立てていくことに対する熱い思いを聞いて、「自分も税理士になりたい」と思うようになりました。今はまだ事務所に加わってから日が浅いですが、さまざまな業務をしっかりとこなしつつ一日でも早く税理士資格を取得し、顧問先の経営に貢献できる人材として成長することが目標です。



小西 沙耶香さん

税理士事務所という堅苦しい職場と思われがちで、私自身もそう思っていたのですが、実際に旭日税理士法人を訪れてそのイメージが180度変わりました。ぬくもりある新社屋の雰囲気だけでなく、職員の皆さんがアットホームに接してくれたこともあって「ここで長く働きたい」と感じたのです。これから実際に顧問先とやり取りしていくことになるので緊張していますが、先輩方の指導を受けながら税務・経営支援の何たるかを学んでいこうと思います。



平山 友子さん

旭日税理士法人でアルバイトとして3年間働く中、地場企業の経営を支える税理士の大事な役割を知り、事務所の雰囲気の良さにも惹かれて就職を希望しました。今年4月から正社員として働いており、徐々に顧問先とのやりとりを任せてもらう機会が増えているので、これからは税務や経営に関する知識と理解力を高めるとともに、自分の意見や考えを伝える力を磨いていきたいと思います。

エヌエヌ生命からのご案内



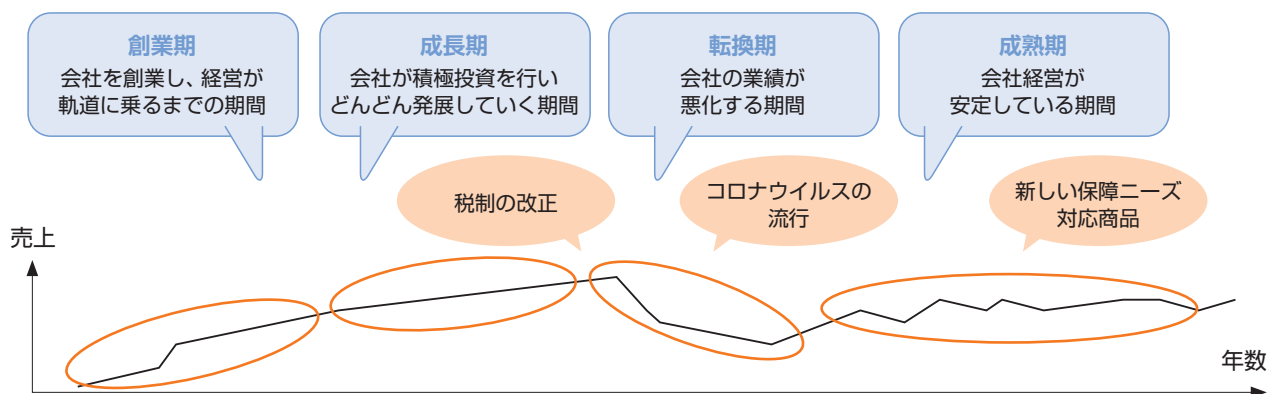
一覧にすれば課題がわかる！

その保険、一覧にして見える化しませんか？

環境の変化と経営サイクル

環境の変化と経営サイクルの対応

経営サイクル＜イメージ図＞



- ✓ マーケットには経営サイクルがあり、環境変化への対応が必要です
- ✓ 中小企業は定期的な見直しが必要です

証券分析の効果は？

お客さまに質問「どのような効果を感じましたか？」

分析前

- ・長期の定期保険などの複数の生命保険に加入
- ・管理が出来ずに保障内容の詳細が不明
- ・支払う保険料が負担であるとともに年齢も心配

分析後

- ・重責に見合う保障額が不足していることが判明
- ・長期の定期保険は一定の保障を残して保険料負担を軽減
- ・不足する保障額を合理的に手厚く付保

社長Aさま



お客さまより

「見直しで保障額は維持して
コスト削減できました」
「固定費削減もでき
会社の経営面で助かりました」

分析前

- ・医療保険など保障額の小さいものに複数加入
- ・死亡や重い病気(がんなど)になった時の不安を漠然と抱く

分析後

- ・保障の優先順位を整理
- ・死亡と重い病気に対する保障を手厚く付保

社長Bさま



お客さまより

「保障の内容について
改めて検証できました」
「会社や従業員のことを
考えるきっかけになりました」

お客様の証券分析を行う為には、ミロク会計人会員の先生のエヌエヌ生命代理店登録が必要となります

この資料は一般的な情報提供を目的としたものであり、生命保険商品の募集を目的としたものではありません。商品のご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」などをご確認ください。また、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務のお取り扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。

NN-S21/11404



今すぐ役立つ！ 私の事務所の「こんな使い方」教えます！

情報ネットワーク委員会「業務改善小委員会」では、会計事務所と顧問先の業務効率化をテーマに意見交換を実施しております。
今回は、ACELINK NX-Proの「こんな使い方」として、各事務所で行っている機能の活用例をご紹介します。

新たな試みとして、QRコードから説明動画を視聴していただけるように工夫しました。
所長先生だけでなく、事務所の職員様にもご紹介いただき便利な機能を活用ください。

効 率化したいNo.1「仕訳入力」を少し工夫して楽にする“技”教えます！

仕訳チェックはレイアウト変更を活用

画面でチェックしやすいように仕訳帳・元帳の表示レイアウトは自由に変更可能です。切出機能を利用すれば異なるデータを上下左右に表示して操作ができます。マルチモニタがあるとさらに便利です。



仕訳条件検索の5段活用

科目・金額・摘要の条件検索の5段活用。金額範囲や消費税コード、摘要のあいまい検索に付箋の活用など、いろいろな検索方法をご紹介します。



毎月発生の仕訳は振替伝票を活用

毎月発生する仕訳は振替伝票にすると月跨ぎのコピーで簡単入力ができます。振替伝票の定型化で決算時の仕訳も金額を入力するだけで完了します。



一括変換！間違えも消費税計算も楽に

月を間違えて入力してしまった。科目を間違えていた、などミスが発生したときの修正には一括置換が便利です。消費税の共通仕入のコード付与などいろいろな使い方ができます。



データのスリム化で効率UP

会計大將を長く利用していると古い固定摘要などが邪魔と感じます。一年利用しない固定摘要の削除でデータのスリム化を図れば仕訳入力の効率もアップします。



いろいろな設定の見直ししてみませんか

意外と見落としがちなのが初期設定です。仕訳・印刷情報の設定を見直すと便利な機能が隠れています。少しだけ設定を見直して日々の業務を便利にしませんか。



印 刷時間を短縮！ あなたは「紙派」「電子派」どちらですか？



一括印刷で待ち時間を短縮

顧問先別・帳票別に複数のデータを一括印刷。
印刷指定や印刷待ちの時間削減ができます。印刷パターンを準備しておけば間違えて印刷することも避けられるため、さらに便利に利用できます。



試算表をデータで提供

最近では、試算表の印刷を行わずデータで顧問先に送ることが増えています。パスワード設定もできるため安心・簡単で時間・コストが掛らず、保存もしやすく顧問先にも好評です。



QRコードから操作動画をご覧くださいませす!!

QRコードをスマートフォンやタブレットで読み取ることで動画が視聴できます。

また、パソコンで確認したい方はミロク会計人会ホームページからもご覧くださいませす。

※動画再生や視聴には**大量のデータ(パケット)通信を行うため、通信料が発生**します。スマートフォンやタブレットでご視聴の場合は、Wi-Fi環境でのご利用を推奨します。
※ご利用の機種によっては下記の方法でQRコードが読み取れない場合がございます。ご利用機種のマニュアルをご確認いただくかミロク会計人会ホームページからPCでご覧ください。



iPhoneの場合

- ①カメラを起動
- ②QRコードを読み取る
- ③リンク先を開く
QRコードを検知しました
リンク"fb"を開く
- ④動画スタート

Androidの場合

- ①Googleアシスタントを起動
ホームボタン長押し
- ②カメラを起動
- ③QRコードを読み取る
- ④リンク先を開く
QRコードを検知しました
リンク"fb"を開く
- ⑤動画スタート

顧

客満足度UP! 少しの工夫で「見やすい帳票」が提供できます!

すべてがわかる試算表

科目だけの試算表から全てがわかる試算表へ。

補助・固定摘要残も科目と同列に印刷・表示させます。ドリルダウンにより、仕訳の確認の操作がスムーズに行えます。



見た目にこだわるなら装飾の工夫を

会計大将の試算表は99パターン作成可能。ほんの数分、装飾を見直すことで「より見やすい」帳票が作成できます。合計科目を利用してオリジナル要約試算表の作成もお勧めです。



軽

減税率に苦勞していませんか? 便利な機能があります。

科目で分ける軽減税率

取引により判断が必要な軽減税率。仕訳ごとに税率変更を行うのは面倒なので、科目別に消費税率を自動セットさせるには軽減税率科目自動作成の活用をお勧めします。



科目別税率別リストからのドリルダウン

科目別税率別精算表を確認すれば軽減税率の有無や課税・非課税・不課税の仕訳発生状況も一目で確認できます。数字部分のダブルクリックで仕訳帳までドリルダウンすれば確認時間の短縮も実現。



い

ろいろな方法試しています。私の事務所のこんな使い方!

必要な書類は仕訳データに画像添付

領収書だけでなく契約書やメモなど決算や後から確認が必要な情報は仕訳データに添付して保存が便利。写真や電子データを簡単に仕訳データに後付け添付しておくことができます。



銀行・カード取引・Excel表もすべて取込み

「データの連携は便利だと思うが設定が難しそう」という声をよく聞きます。簡単なExcel表からの取込みから銀行・カード取引情報の連携までを設定方法から連携までご説明します。



本ページの動画をパソコンで視聴する場合は、ミロク会計人会ホームページよりご覧ください。

会計人会

検索



「ACELINK NX-Pro」「会計大将」はMJSの登録商標です。
Excelは、米国Microsoft Corporationの米国、日本およびその他の国における商標または登録商標です。

南東北が誇る「三大〇〇」 ——「松島」「米沢牛」「三春滝桜」

「南東北」とは、東北地方南部の宮城・山形・福島県の3県の総称です。今号ではこの南東北3県が誇る名所・名物である宮城県の「松島」(日本三景)、山形県の「米沢牛」(日本三大和牛)、福島県の「三春滝桜」(日本三大桜)に着目し、それぞれの歴史や特徴、そしてブランディングに関する取り組みなどについて、関係部門の皆様にご紹介していただきました。

日本三景「松島」(宮城県松島町)
一般社団法人松島観光協会

仙台市の北東約20kmに位置する「松島」は、260余りの島々と里山が織りなす美しい景観が特徴ですが、松島が現在のような多島海になったのは5000年くらい前と考えられています。2〜3万年前の氷河期以降、地殻



すかし
五大堂と透橋。慈覚大師が五大明王を祀ったことから命名された五大堂には透橋で渡る。堂は1604年に伊達政宗公が再建して現在に至る



「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟認定されている松島湾。そのほかの日本三景は天橋立(京都)と宮島(広島)



海の幸のグルメも満載。6〜9月の夏季はあなご、10〜3月の冬季は真牡蠣が旬を迎え、町内ではさまざまな料理が味わえる。焼き牡蠣や牡蠣汁の他、フライや串焼き、ピザやスープ、ラーメン、グラタンなどの豊富なメニューが楽しめる。写真はカキ井

写真提供: (一社)松島観光協会

〈DATA〉

一般社団法人松島観光協会
宮城県宮城郡松島町松島字町内98-1
松島海岸レストハウス内
Tel.022-354-2618
www.matsushima-kanko.com



西行戻しの松公園からの松島湾。桜や御来光、月景色などが人気の撮影スポット



桜と福浦橋

変動による一部沈下や気候の温暖化に伴う海水面の上昇などが相次ぎ、現在の姿になったというわけです。

そして、松島湾における人類の足跡は縄文時代前期にまで遡ることができま。現在とほぼ同様の地形が人々の生活の場としても優れていたことから、里浜貝塚や西の浜貝塚、大木囲貝塚などの貝塚が数多く存在し、きわめて良好な状態で保存されています。その背景には松島が面する太平洋の海域は黒潮と親潮が交差する豊かな漁場であったことも大きく影響していると思われる

ます。

古代以降においては宗教の中心地としての側面も持つようになり、特に中世以降は「奥の高野」として知られる雄島を中心とした霊場松島が形成されました。

江戸時代前期から
「日本三景」と呼ばれるように

江戸時代の幕府の儒官、林春斎は寛永20年(1643年)の『日本国事跡考』の中で「丹後天橋立と陸奥松島、安芸厳島が三処奇観とす」と記しまし

た。その後、福岡藩の学者、貝原益軒が天橋立を旅行した時の紀行文『己巳紀行』に天橋立を「日本三景の一(ひとつ)」とするのももつともであると記し、ここで「日本三景」という言葉が初めて登場しました。その影響は明治時代以降も続き、『尋常小學國語讀本』(巻五)には「日本の国には、景色のよい所がたくさんありますが、松島・天橋立・宮島の三つを昔から日本三景と申します」と書かれています。

現在は松島ブランド推進委員会(利府松島商工会内)がこうした「松島」のブランド力を高めるために、「松島ブランド」認定制度を設けています。松島町の事業者や町民が生産・製造・提供した特産品や観光資源などの中から「松島ブランド」を認定し、地域をあげて売り出しているところです。

もちろん、「松島」は地元の財産として、地域の誇りとしても大切にされ続けています。宮城県内の教育機関では幼稚園の児童から大学生まで幅広い世代が校外学習や見学旅行に訪れますし、地元の松島高校には観光科があり、観光客へのガイドや地元企業での研修を行ったりしています。

例年およそ300万人の観光客でにぎわう松島ですが、昨年(2020年)はコロナ禍の影響で年間160万

人に、また今年は9月までの入込客数が64万7434人となっています。しかし、今後は宮城県観光支援事業の宿泊・クーポン券キャンペーンなどの効果が期待できるので、ぜひとも名勝地、グルメの宝庫でもある「日本三景松島」の動向に注目いただきたいと思います。

日本三大和牛「米沢牛」

米沢牛銘柄推進協議会

「米沢牛」は品質の高さ、食味の良

さから、しばしば松坂牛、神戸牛と並

んで日本三大和牛と称されます。「米

沢牛」の故郷は山形県南部に位置する

置賜地方で、その豊かな自然環境の中

でじっくりと時間をかけて育てること

で、肉全体に脂身が浸透し、和牛本来

の香り、キメ細かい肉質が育まれるの

です。しかも、「米沢牛」には厳格な

基準があり、以下の4つの条件を全て

満たしたもののだけが「米沢牛」と認め

られ、枝肉に証明印（米沢牛購買証明

書）が押印されるのです。

①飼育者は、置賜3市5町（米沢市、

南陽市、長井市、高畠町、川西町、

飯豊町、白鷹町、小国町）に居住し

米沢牛銘柄推進協議会が認定した者

で、登録された牛舎での飼育期間が

最も長いものとする。

②肉牛の種類は、黒毛和種の未經産雌牛とする。

③米沢牛枝肉市場若しくは東京食肉中

央卸売市場に上場されたもの又は米

沢市食肉センターでと畜され、公益

社団法人日本食肉格付協会の格付け

を受けた枝肉とする。但し、米沢牛

銘柄推進協議会長が認めた共進会

共励会又は研究会に地区を代表して

出品したのも同等の扱いとする。

また、輸出用は米沢牛銘柄推進協議

会が認めたと畜場とする。

④生後月齢32カ月以上のもので公益社

団法人日本食肉格付協会が定める3

等級以上の外観並びに肉質及び脂質

が優れている枝肉とする。

（出典：米沢牛銘柄推進協議会「米沢牛の定義」）

また、「米沢牛」は農林水産省が定め

る「地理的表示（GI）保護制度」に

登録されるなど、対外的にも独自の生

産方法でなければ生産できない地域ブ

ランド牛として認められています。

「米沢牛」の長い歴史と高い社会的評価

そんな「米沢牛」の起源は明治維新

期にまで遡ります。旧米沢藩校「興讓

館」の英国人教師、チャールズ・ヘン

リー・ダラス氏が明治8年（1875

年）に任期を終え米沢を離れる際に、

1頭の牛を横浜居留地へ持ち帰り、そ

の牛肉を振る舞われた人々がそのおい

しさを褒め称えたことから、ダラス氏

は米沢の家畜商と横浜の間屋の間を

取り持ち、「米沢牛」として売り出さ

れることに。折しも当時は米沢市内に

も最初の牛肉店が開店し、多くの牛肉

販売専門店が次々と開業し始めた時期

でした。しかも、明治以降の米沢では

絹織物が活況だったこともあり、関西

地方から織物の買い付けに訪れた商人

が「米沢牛」の牛鍋を食し、その味の

魅力を全国的に広めていったと言われ

ています。その後、明治中頃までに米

沢およびそ

の周辺に放

牧場と畜場

が設置され、

徐々に産業

化されてい

ったのです。

それ以降

も現在に至

るまでに

はブラン

ド化に向け

たさまざまな

取り組み

がありまし

た。例えば

1992年には、米沢牛の銘柄の確立

を図り、生産と流通の振興に資する目

的から、行政・関係団体一体となって

「米沢牛銘柄推進協議会」が発足。先述

した統一基準が定められ、現在に至る

までその品質維持に貢献しています。

「米沢牛」のおすすめの食べ方は焼肉

やステーキ、すき焼き、しゃぶしゃぶ

ですが、道の駅などでは牛串や米沢牛

コロッケ、ハンバーグなども人気です。

現地または全国の提携店でぜひともご

賞味ください。



赤身と脂身のバランスがちょうど良いと言われ、豊かな旨味とジューシーな脂が特徴の米沢牛

写真提供：米沢牛銘柄推進協議会



米沢牛のおすすめの食べ方は焼肉、ステーキ、すき焼き、しゃぶしゃぶなど



山形の名物料理といえば米沢牛と里芋を使った「芋煮」。河川敷などの野外でグループで開く「芋煮会」は山形の秋の風物詩

〈DATA〉

米沢牛銘柄推進協議会山形おきたま農業協同組合営農経済部畜産酪農課
山形県東置賜郡川西町上小松978-1
TEL0238-46-5303
www.yonezawagyu.jp

日本三大桜「三春滝桜」 ——三春町産業課商工観光グループ

日本三大桜に数えられる「三春滝桜」とは福島県田村郡三春町にある樹齢推定1000年以上のエドヒガン系の紅枝垂れ桜（ベニシダレザクラ）です。樹高が13・5m、根回り11・3m、枝張りも幹から東に11・0m、南に14・5m、西に14・0m、北に5・5mにも達する巨木で、近くから見ると姿は圧巻です。滝のように咲くこの桜の開花時期は例年4月上旬、今年は3月30日、昨年は4月1日、一昨年は4月8日でした。

「三春滝桜」は「根尾谷薄墨ザクラ」（岐阜県本巣市）と「山高神代桜」（山梨県北杜市）とともに大正11年（1922年）10月12日に桜の木として初めて国の天然記念物に指定（指定名称は「三春滝ザクラ」）されたことから、日本三大桜と呼ばれるようになりました。また、同時に国天然記念物に指定された「狩宿の下馬ザクラ」（静岡県富士宮市）と「石戸蒲ザクラ」（埼玉県北本市）とともに日本五大桜と呼ばれることもあります。

1990年に「新日本名木100選」の名木ベストテン、また（財）日本さくらの会選定の「日本さくら名所

100選」に選ばれたことから注目を集め、93年には10万人、97年には20万人を超える観光客が訪れるようになりました。観光・撮影スポットとしては三春ダム（さくら湖）がおすすめです。ダムサイトの左岸には2300本の桜が植栽された「さくらの公園」、右岸には1600本のモミジが植栽された「もみじ山公園」が整備されている他、「三春の里 田園生活館」には農産物直売所、飲食・温泉・宿泊・娯楽施設などが併設されているので、一年を通して「三春の旬」を堪能できます。

また、三春町では「三春滝桜」の魅力発信のために「御桜印（滝桜をテーマにした御朱印）」の販売やライブカメラやドローンでの空撮映像などの配信を積極的に行っています。2022年に国天然記念物指定から100年目を迎えることから、各種記念事業の実施を予定しているため、三春町発信の観光サイトなどを参考にしてください。

地元で愛され 大切に守られる滝桜

江戸時代から伝わる三春の盆唄に「滝の桜に手はとどけども、殿の桜で折られない」と歌われるように、「三春滝桜」は古くから地域の方々に愛され、守られてきました。樹齢1000年以上の古木を後世に残そうと、90年には

地元の老人会を中心とした「滝桜保存会」が結成され、堆肥の施肥や周囲の草刈り作業を行っています。また、滝桜を通して地域の良さを知り、故郷を愛する心を育む活動として、地元の中郷小学校では全校生徒が「滝桜を守る会」の一員として、滝桜の種を拾って苗木に育てたり、開花期の観光案内や清掃活動を実施したりしています。

三春町内には約1万本の桜の木があり、三春滝桜の他にも樹齢1000年以上のシダレザクラが70本あります。そもそも三春町の地名は、春に「梅・桃・桜」が同時に開花し、「三つの春」が訪れる地として名づけられたとも言われています。ぜひとも「三春滝桜」とあわせて、三春町の春を楽しんでください。



天然記念物指定後に撮影された100年前の滝桜



国指定天然記念物「三春滝桜」



観光案内や清掃などの活動を行う地元の「滝桜を守る会」

写真提供：三春町



さくら湖（三春ダム）「さくらの公園」では約3000本の桜が楽しめる



「三春の里 田園生活館」には温泉・サウナやレストラン、農産物直売所、公園、ドッグランなどが整備されている

＜DATA＞

所在地：福島県田村郡三春町大字滝桜久保296
（JR郡山駅から磐越東線三春駅まで15分、三春駅から滝桜まで8km、バス15分）

問い合わせ：三春町産業課商工観光グループ（Tel. 0247-62-3960、みはる観光協会 Tel. 0247-62-3690）

「本間郡兵衛？」

東北ミロク会計人会

山形県酒田市

齋藤 俊勝



郡兵衛(北曜)が描いたペリー艦隊の旗艦です

令和3年のNHK大河ドラマは、近代日本経済に大きな功績を残した渋沢栄一翁がモデルとなっている。同時代に歴史の表舞台には出てこないが、坂本竜馬など多くの志士たちと共に、新しい時代の夢を追った幕末に、酒田出身の洋学者本間郡兵衛がいた。

郡兵衛は文政5年(1822年)、酒田の豪商本間家の一族に生まれ、江戸に上って葛飾北斎の弟子(北曜)となり、蘭学も修め、勝海舟塾の教師にもなった。その後、長崎ではアメリカ人のフルベッキから英語を学び、海外の事情を知り当時の先駆者と交わった。

また、薩摩藩の家老小松帯刀から英語の才能を認められ、薩摩藩の近代化事業「集成館」の「開成所」の創設で、英語教師となった。やがて勤王運動に巻き込まれるが、外国の経済侵略に憂慮した薩摩藩が日本で初めての株式会社を設立する必要性を考え、郡兵衛たちと「薩州商社(大和方コンパニー)」を立案し、北前船で北海道、酒田、北陸、関西、九州など全国での商いを計画した。この建議書は本間家に残っている。

「条書(定款)」やコンパニーを「株式会社」と訳したのは、郡兵衛たちが最初である。郡兵衛たちの建議書は、坂本竜馬の「亀山社中」より早い。歴史は皮肉であり、近代化に

貢献した東北人も多くいたのである。郡兵衛は慶応2年(1866年)、酒田の本間家に出資させようと奔走した。しかしあまりにもタイミング悪く酒田に帰郷し、薩摩のスパイと疑われ捕らえられて死亡した。2カ月後、戊辰戦争は終了した。維新後、多方面で活躍できたであろうと惜しまれる。

戊辰戦争で、なぜ西郷隆盛が庄内に対して会津とは別の配慮をし、無血開城に至ったのか、このカギは酒田の郡兵衛や本間家への配慮があったのではないかと考えられている。(『西郷隆盛伝説』佐高信著)

表紙の写真



「色づく西行戻しの松公園から松島を望む」(宮城県松島町)
写真提供: (一社)松島観光協会

西行戻しの松公園は、松島湾を箱庭のように望める絶景スポットです。写真は紅葉の様子ですが、園内には260本余りの桜の木が植えられており、春には桜と松島湾の景色が一体となった、他に類をみない花見が味わえます。西行法師が諸国行脚の折、松の太木の下で出会った童子と禅問答をして敗れ、松島行きをあきらめたという由来の地です。

MJSより

製品解説から経理体操まで
YouTubeで動画を配信中!



MJS YouTube
公式チャンネル

税理士事務所 CHANNEL

発行 株式会社ミロク情報サービス
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-29-1
TEL. 03-5361-6309
(経営企画・広報IRグループ)

発行人 是枝周樹

編集企画 ミロク会計人会連合会広報委員会
ミロク会計人会事務局、
経営企画・広報IRグループ

監修 ミロク会計人会連合会広報委員会

配信制作 東方通信社

印刷 耕文社

※本誌に掲載されている会社名及び製品名は、各社の商標または登録商標です。禁無断転載

ホームページにて本誌データを公開しています! こちらもご覧ください

ミロク会計人会

検索

<https://www.mirokukai.ne.jp/channel/index.html>

エヌエヌ生命は
「中小企業サポーター」
として
社長と会社の
今と未来をお守りします



代理店制度について詳しく説明を聞いてみませんか？

ミロク会計人会 会員の皆さまへ

エヌエヌ生命は会員の先生方を通じ、リスクマネジメント提案を関与先にお届けしている生命保険会社です。多くの先生方がエヌエヌ生命の代理店となり、制度を活用して関与先の様々なお悩みの解決を行っています。

「中小企業『仕立て』の商品」を、関与先のリスクマネジメントにご活用いただくことで代理店手数料収入を事務所経営にお役立てください。

📌 関与先さまの事業継続に生命保険をご活用いただいています

- ✓ 資金繰りの改善
- ✓ 新しい損金区分での法人専用プラン
- ✓ ガンや介護状態における保障の充実
- ✓ 経営環境の変化に備えるプラン
- ✓ 保険金請求手続きの手厚いサポート

上記はご活用例の一部です。関与先の事業継続のプランやサービスをご活用いただいています。

中小企業「仕立て」の商品

▶ <https://www.nnlife.co.jp/strengths/insurance>



エヌエヌ生命が会計事務所の信頼できるパートナーたる理由

▶ https://www.nnlife.co.jp/agencies/tax_accountants



生命保険代理店制度にご興味をお待ちいただけましたら、右記 HP をご覧ください。 <https://www.nnlife.co.jp/agencies>